

平成24年 第10回 農業委員会総会

日 時 平成24年10月26日 (金) 午後3時
場 所 糸満市役所3-C会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1番	伊保智栄美	2番	宮里良淳
3番	上原英正	4番	大城正幸	5番	山城学	6番	具志堅繁光
		8番	大城茂治	9番	上原和雄	10番	大城仁輝
11番	亀甲康榮	12番	金城哲男	13番	賀数宏	14番	伊敷 幸栄
15番	金城 勲	16番	仲西栄二	17番	玉城盛雄	18番	新垣芳隆
		20番	国吉真昭	21番	大保新幸		

【欠席委員】

7番 稲福ツヤ子 19番 大城竹信

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 前門松次 国吉孝

【議事録署名人】

4番 大城 正幸 5番 山城 学

【議事日程】

日程第1議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4議案第38号 買受適格証明願いについて
日程第5議案第39号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
その他

事務局

みなさんこんにちは。欠席の連絡がありまして、7番の稲福ツヤ子委員、19番の大城竹信委員が欠席されるということです。21名の出席ですので農業委員会に関する法律におきまして総会が成立することをご報告します。それでは会長宜しくお願ひします。

会長

みなさんこんにちは。第10回目の総会でございます。去った台風17号は歴代の瞬間最大風速を記録してということでございますが、今年は台風の被害が大変だったとおもいます。昨日米須地域を回ってみました、特にキクなどは大変な被害があったようでございます。確定ではないようですが農政課の速報では施設で8,600万円、花などキクを中心としては3億5千万円で一番大きいです。さとうきびで3,300万円、野菜で1,100万円、果樹で900万円と今年は農家にとって大変厳しい状況となっております。みなさんもお存知かと思いますが、JAおきなわも台風被害で緊急融資なり資材の支援なりがありましたけど、農協の農政経済課長によりますと、それなりの支援要請を考えているということでございます。農業委員会としても何かしらしようと思っておりますので、その節はまた宜しくお願ひします。それから、10月19日に第7回の県の常任会議がありました。会長から台風の被害の話、サトウキビの価格の折衝の問題ですが今回は大幅に遅れるんじゃないかという話がありました。それから糸満からの案件は、4条1件5条4件の転用許可申請がありましたがいずれも決定をされていますのでご報告をしたいと思ひます。それでは、本日の議事録署名人は4番大城正幸委員、5番山城学員ですので両人とも宜しくお願ひします。次回調査員は16番仲西栄二委員、17番玉城盛雄委員、18番新垣芳隆委員となっておりますのでこちらも宜しくお願ひします。それでは、議事を進めてまいりたいと思ひます。本日の議事日程、日程第1議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、30件です。日程第2議案第36号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1件です。日程第3議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件です。日程第4議案第38号買受適格証明願ひについて、1件です。日程第5議案第39号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について、17筆でございます。それでは議案第35号から事務局の説明の後、皆さんからの質疑応答をすすめてまいりたいと思ひます。それでは事務局から説明を宜しくお願ひします。

事務局

はい。それでは議案第 35 号農地法第 3 条第 1 項の許可申請について、順に説明してまいりたいと思います。ページは 2 ページから 8 ページでございます。30 件でございます。そこで 30 番の案件ですが農業委員の方が関係する事案ですので、30 番の案件を先に審議してから 1 番から順にやっっていこうと思います。それでは 8 ページから始めます。関係する眞榮里委員についてはこの案件時だけ退席願いたいと思いますので宜しくお願いします。

議案書を読み上げて説明

番号 30 番につきましては、委員が野菜栽培の為の規模拡大での売買移転でございます。調査の結果現在経営地につきましては、全て耕作されており、保有している機械の状況、家族の状況からみて、全ての農地を利用できると見込まれます。以上です。

会長

はい。それでは 30 番の案件について何か質疑等宜しくお願いします。

委員

異議なしの声あり

会長

はい。異議なしということですので、30 番につきましては議案書のとおり決定してよろしいですか？

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。では 30 番につきましては議案書のとおり決定いたします。それでは事務局 1 番から順に説明をお願いします。

事務局

はい。それでは、退席していた眞榮里委員も戻られましたので1番から順にご説明してまいりたいと思います。2ページをお開きください。

議案書を読み上げて説明

番号1番につきましては、親子間で農地の贈与でございます。

現在、サトウキビと野菜の栽培で、現場調査の結果農地の全てが耕作され機械の保有状況、農作業に従事する家族の状況から見て全ての農地を利用できるものと思われま

す。番号2番は、贈与での移転で、サトウキビの栽培をしております。農作業歴40年で機械の保有状況、家族状況から全ての農地を利用できるものと思

います。番号3、4番につきましては、譲受人が同一人で番号3番につきましては、贈与での移転で番号4番は賃貸借権の設定で5年間を予定しています。サトウキビの栽培とサツマイモの栽培で、全ての農地が耕作され農業機械の保有状況から全ての農地を利用できるものと思

います。番号5番は、譲受人は八重瀬町在住で規模拡大のための売買での所有権移転で野菜栽培農家でございます。八重瀬町からの耕作証明書、現場調査の結果全ての農地が耕作されていることを確認しております。農業機械の保有状況から全ての農地を利用できると思

います。番号6、7番については、譲受人が同一人で番号6番については、贈与での移転で番号7番については、使用貸借権の設定で10年間を予定しております。サトウキビを栽培してありまして農業歴30年で農業従事する家族の状況、機械の保有状況から全ての農地を利用できると思

っております。番号8番につきましては、野菜の栽培農家で売買での移転で農業歴30年、機械の保有状況、農業作業に従事する家族の状況から全ての農地を利用できるものと思

います。番号9番につきましては、売買での移転でサトウキビ栽培農家でございます。農業歴20年で現場調査の結果全ての農地が耕作されています。機械の保有状況から全ての農地を利用できるものと思

います。番号10番、11番は、譲受人が同一人でございます。番号10番につきましては、贈与での所有権移転で、番号11番につきましては、賃貸借権の設定で5年間を予定しております。譲受人はマンゴーを栽培してありまして、現場調査の結果全ての農地が耕作されております。機械の保有状況からして農地の全てを効率的に利用できるものと見て

おります。番号12番譲受人が豊見城市在住の方で野菜の栽培を行っております。豊見城市からの耕作証明書、現場調査の結果全ての農地が耕作されております。農業機械の保有状況農業に従事する家族の状況から全ての農地を利用できるものと見込まれます。

番号 13、14 番は譲受人が同一人でサトウキビ栽培を行っております。今回の申請は、規模拡大の為の売買での所有権移転でございます。

農作業歴 25 年で現在経営地につきましても、全て耕作されております。農業機械の保有状況から全ての農地が利用できるものと見込まれます。

番号 15 番、16 番につきましては、関連しますので同時に説明致します。番号 15 番 16 番の受人同士の畑が隣接しておりまして、畑地を整形するための交換でございます。両受人とも野菜の栽培農家で、現在経営地につきましても全て耕作されております。

番号 17 番は贈与での移転で、野菜の栽培農家でございます。現場調査の結果現在経営地全てが耕作されていることを確認しております。又、農業機械の保有状況から全ての農地を利用できると見込まれます。

番号 18 番、19 番につきましては、譲受人が同一人で番号 18 番は贈与での移転で 19 番は使用貸借権の設定で 5 年間で予定しております。農作業歴 10 年でサトウキビ栽培農家でございます。機械の保有状況からして全ての農地を利用できると見込まれます。

番号 20 番は親子で農業経営を行っていますが、子供への贈与での移転で、全ての農地が耕作されていることを確認しております。機械の保有状況から農地の全てを利用できると見込まれます。

番号 21 番、22 番は譲受人が同一人でいずれも、サトウキビを栽培するための売買での移転でございます。現在経営地につきましても耕作されております。機械の保有からして全て利用できると見込まれます。

番号 23 番、24 番につきましては、譲受人は別人ではありますが、二人とも現在菊を栽培しておりまして、3 条許可を受けずに経営をしていたため正式な手続きをするための申請です。番号 23 番は菊の栽培歴 10 年で機械の保有状況から全ての農地を利用できると見込まれます。

番号 24 番につきましても、菊を栽培しておりまして栽培歴 5 年で農業機械の保有状況から全ての農地の利用が見込まれます。

番号 25 番 26 番 27 番につきましては、譲受人が同一人で番号 25 番は売買での所有権移転で番号 26、27 番は使用貸借権の設定で 5 年間で予定しております。農作業歴 10 年で農作業に従事する家族の状況は、本人含め 3 名従事しております。

番号 28 番はサトウキビ栽培を行っておりますが規模拡大の為の売買移転でございます。現場調査の結果現在経営地は全て耕作されております。機械の保有状況からして全ての農地を耕作できると見込まれます。

番号 29 番は菊の栽培農家で規模拡大の為の売買移転で、経営地全てが耕作されております。機械の保有状況から全ての農地の利用が見込まれます。

以上でございます。

会長

はい。それでは委員のみなさんご意見ご質問お願いします。

委員

はい。6 ページの 23 番と 24 番ですが、使用貸借の設定となっていますが、面積が大きいので受人は農業従事者だと思うのですが事業関係絡みですか。

事務局

これは、今まで 3 条の許可を得ないで貸していたのですが、今回は糸洲花卉生産組合を 3 名で立ち上げるということで正式に 3 条の許可を得るために申請されています。

委員

では、生産組合を立ち上げるということですね。

事務局

はい、そうです。

委員

はい。分かりました。

会長

他になにかございませんか。

委員

4 ページの 13 番と 14 番は譲渡人、譲受人と一緒に権利区分も一緒ですが、番号を分ける理由が何かあるんですか？

事務局

はい。備考欄には書かれていないですが、14 番については共有名義で持分 3 分の 1 の移転です。次回から共有の場合は他何名という形で記入しておきます。すいませんでした。

委員

はい。分かりました。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 35 号については議案書のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。議案第 35 号は議案書のとおり決定します。それでは議案第 36 号にうつります。事務局説明をお願いします。

事務局

はい。10 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る申請です。1 件でございます。

議案書を読み上げて説明

番号 1 番豊見城在住の方が住宅を建築する為の転用です。申請地は住宅地に隣接し農地として集団性も無く農地法施行規則 44 条に該当すると思いますので農地区分は第 3 種農地と判断されます。以上です。

会長

はい。それでは、今日の調査員のご意見宜しく申し上げます。その後に他の委員の皆さんのご意見等宜しく申し上げます。

委員

はい。今回の調査は 13 番賀数委員、15 番金城委員と 14 番の伊敷 3 人で行ってきました。12 ページの航空写真を見ていただければ分かると思いますが、喜屋武小学校の西側、道を隔てて住宅地の中にあります。住宅地の中でもあるし、転用しても特に問題はないということで 3 人の意見は一致しました。皆さんのご審議宜しくをお願いします。

会長

お疲れ様でした。委員のみなさんご意見ご審議ありましたら宜しくをお願いします。

委員

異議なしの声あり

会長

はい。それでは、異議なしの声がありますが議案第 36 号につきましては議案書のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会長

ありがとうございます。議案第 36 号につきましては、議案書のとおり決定します。それでは議案第 37 号にうつりたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局

はい。ご説明いたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による申請で 2 件ございます。14 ページをお開きください。

議案書を読み上げて説明

番号1番は、那覇市在の薬品会社が薬局建築の為の転用です。申請地は、公共投資の対象になってない小集団の生産性の低い農地で農地区分は第2種農地と判断しております。北側に隣接する病院の利用者等が使用する施設で規則33条4項に該当すると思われます。

番号2番は雑草荷降ろしスペース及び建設機械の置場としての転用申請です。申請地は用悪水路と宅地で分断され農地区分は第2種農地と判断しております。以上です。

会長

はい。それでは調査員のご意見を宜しく申し上げます。その後みなさんのご審議等申し上げます。

委員

はい。まず1番は、大度の晴明病院の南側です。第2種農地ですが、現状としてはほとんど利用されていないということで、そこに病院外来の薬局を作る予定らしいですが特に問題はないんじゃないかという事で3人の意見は一致しました。2番は真壁ですが18ページの写真を見ていただければわかると思いますが、申請地の周囲は大きな用悪水路があります。地目は農地となっていますが袋地で道がないです。現状としては大雨の日は水がたまって使えないので放置状態ということです。現状のまま放っておくよりは申請のとおり機械置き場として転用で使用した方が維持管理しやすいと思いますということで3人の意見が一致しました。委員のみなさんのご審議宜しく申し上げます。

会長

お疲れ様でした。それでは委員の皆さんのご意見等宜しく申し上げます。

委員

用悪水路とはどのようなものですか。

事務局

用悪水路とは登記簿上の地目のことです。用悪水路は灌水用に使用したり、排水用に使用したりということであれば用悪水路という地目になるということです。

委員

分かりました。ありがとうございます。

会長

他にございませんか。ないようなので議案第 37 号につきましては、議案書のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なし進行の声あり

会長

ありがとうございます。異議なし進行という声がありますので議案第 37 号につきましては、議案書どおり決定します。それでは議案第 38 号にうつりたいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局

はい。ご説明しますので 19 ページをお開きください。買受適格証明願です。公売で糸満市からの税務関係の公売です。

議案書を読み上げて説明

申請人は、肉用牛を生産する（有）まかべファームです。現在経営地全て牧草地で耕作されています。機械の保有状況から農地の全てを利用できるものと見込んでおります

会長

はい。それではみなさんのご意見ご質問を宜しくお願いします。ないようですので議案第 38 号については議案書のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声あり

会長

ありがとうございます。異議なしという事ですので、議案第 38 号については議案書

のとおり決定します。それでは議案第 39 号にうつりたいと思いますので、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。それでは 21 ページをお開きください。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 11 件申請があります。

議案書を読み上げて説明

番号 24-83 の借り手は野菜の栽培農家で規模拡大の為の使用貸借権の設定で 5 年間で予定しております。番号 24-84、85、86 につきましては、新規就農者で貸借権の設定で、84、85 は野菜栽培を計画しております。86 につきましては果樹の栽培を予定しております。24-87 につきましては、貸し手本人が農業生産法人を設立に伴い、法人への貸借権の設定です。24-88 は農業生産法人が貸借権の設定で 10 年間で予定しております。24-89、90、91、92、93 は借り手の方が同一人で和牛飼育と野菜の栽培農家で規模拡大の為の使用貸借権の設定で 8 年間で予定しております。利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると思いますので、事務局と致しましては許可相当ということで提案しております。審議をお願いします。

会長

それでは委員の皆さんのご意見ご質問を宜しくをお願いします。何かございませんか。ないようなので議案第 39 号については議案通り決定してよろしいでしょうか。

委員

異議なしの声あり

会長

ありがとうございます。議案第 39 号については、議案書のとおりに決定します。それでは、これをもって本日の総会を終了したいと思います。お疲れさまでした。

議事録署名人

4 番 大城 正幸

5 番 山城 学